

監 第 1 4 号
平成 21 年 4 月 23 日

請求人 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求について（通知）

平成 21 年 3 月 25 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）が特定の職員（以下「当該職員」という。）に対して平成 10 年 5 月から同 20 年 12 月までの間に支給した通勤手当のうちの一部である 329,014 円について、京都市長、京都市教育委員会教育長、教育委員会事務局総務部総務課長及び総務局人事部給与課長（平成 21 年 4 月 1 日以後は行財政局人事部給与課長）が当該職員に対する返還請求の措置を怠る事実があるとして、これによる損害を補てんするための措置を求めるとともに、京都市長が当該職員に対して懲戒処分を発令しなかったことが違法であるとして、懲戒処分の発令を怠ったことによる損害を補てんするための措置を求めるものである（以下、前段の請求を「本件第 1 請求」と、後段の請求を「本件第 2 請求」という。）。

2

(1) 本件第 1 請求における請求人の主張を整理すると、請求人は、当該職員が通勤届を提出した平成 10 年 4 月以後、徒歩に切り替えたとされる平成 20 年 1 月まで、通勤の往路について、届出内容に反して自宅から A 駅までの間でバスを利用していなかったとみなすべきであるとし、当該期間中の通勤手当について、市が当該職員に対して返還請求権を取得しており、これを行使しないことが違法であると主張するものである。

そして、請求人は上記返還請求権の根拠として、次のように、当該職員

が通勤の往路でバスを利用していなかったとみなすべきであると主張する。

ア 請求人が摘示した当該職員によるバスの利用に関する事実

(ア) 当該職員は、平成10年4月に、自宅と最寄りのA駅の間でバスを利用する旨の通勤届を提出した。

(イ) 復路のバスは、当該職員が市役所における勤務終了後、直ちに帰途に就いても間に合わない時刻に最終便が発車するため、当該職員は、これを利用できなかった。

(ウ) 当該職員は、調査に対し、次のように説明している。

a 往路では、平成19年12月までバスを利用し、同20年1月の勤務時間の変更に伴い、徒歩に切り替えた。

b 復路でバスを利用できないことは認識していなかった。当時は残業が恒常化しており、最終バスを使って帰宅するというイメージを持っていなかったため、最終バスの発車時刻を確認したことがなかった。

イ 当該職員による往路のバスの利用に係る請求人の主張の要旨

(ア) 往路において10年以上利用していたバスの、復路の最終バスの時刻を知らないということはあるが、本当に往路のバスを利用していたのなら、復路の最終バスの時刻を知っていたはずである。

(イ) 当該職員の自宅からA駅までは近い。

(ウ) (ア)及び(イ)から、当該職員は、平成10年4月以後、通勤の往路、復路とも、バスに乗り込んでいなかったとみなすべきである。

(2) 監査請求をする際には、違法又は不当とする財務会計上の行為について、これを疎明するに足りる書面（以下「事実証明書」という。）を添付しなければならないこととされており（法第242条第1項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止しようとするところにある。事実証明書は、当該行為が違法又は不当であることを証明するに足りる証拠である必要はないが、監査を求める根拠として、一定の事実があることを示す書面である必要がある。

(3)

ア 当該職員による往路のバスの利用については、上記(1)アによれば、往路のバスを利用するという内容の通勤届の提出と、これに沿う当該職員の説明がされているとの事実が摘示されており、往路のバスを利用していなかったとみなすべきとする請求人の主張は、専ら、上記(1)イの主張から導かれている。

イ 上記(1)イ(ア)は、上記(1)ア(ウ)の当該職員の説明に矛盾がある旨を主張するものであるが、これについての事実証明書は添付されておらず、そ

の根拠は、専ら請求人の認識として、復路のバスの最終時刻の知、不知をもって、直接は関係のない往路のバスの利用状況が判断できるとするものである。しかし、常識的に見て、往路のバスの利用状況によって、利用していない反対方向のバスの最終時刻の知、不知の事実が左右されるとはいえないことは明らかであるから、上記(1)イ(ア)の主張は、専ら請求人の主観に基づく独自の認識を根拠とするものといわざるを得ない。

また、上記(1)イ(イ)についても、当該職員の自宅がA駅から徒歩圏内であるとの事実から当該職員が往路のバスを利用していなかったと推認することは、憶測の域を出るものではない。

ウ そうすると、結局のところ、請求人は、専ら自らの主観や憶測に基づく「当該職員が往路のバスを利用していなかったとみなすべき」との主張を根拠に、通勤届の記載や当該職員の説明の事実を否定して当該職員による往路のバスの利用の事実がなかったと推認し、監査を求めていることとなる。

- (4) 以上から、本件第1請求については、監査を求める根拠として、請求人の主観や憶測に依拠しない一定の事実があることが示されているとは認められない。また、請求人がその主張の根拠とする上記(1)イの各主張のうち、(イ)については既に事実証明書が提出されており、(ア)については単なる主観に過ぎず、これについて事実証明書を徴する必要は認められないから、本件第1請求の上記の瑕疵が、補正によって治癒される可能性は認められない。

したがって、本件第1請求については、請求人に対し補正を求めるまでもなく、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

- 3 住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象としてすることができる（法第242条第1項）。

本件第2請求は、「違法に懲戒処分が発令を怠ったこと」が対象とされているところ、懲戒処分が発令が財務会計上の行為に当たらないことは明らかであるから、本件第2請求は、法第242条第1項に規定する行為又は事実を対象とするものとは認められず、同項の規定に適合しているとは認められない。

- 4 以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。